

## 議案第64号

上越市介護保険条例の一部改正について

上越市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月2日提出

上越市長 村山秀幸

上越市介護保険条例の一部を改正する条例

上越市介護保険条例（平成12年上越市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）

第17条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料のうち、令和2年2月分以降の保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第17条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、生計中心者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計中心者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の場合における第17条第2項の規定の適用については、同項中「申請しなければならない」とあるのは、「申請しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第17条の規定は、令和2年2月1日から適用する。